

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百七十七号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年十二月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
一 アカラグルチニア、その塩類及びそれらの製剤 二〇十七 (略) (削る) 十八〇四十九 (略) 五十 エルダフイチニア及びその製剤 五十一〇八十七 (略) 八十八 サヌグルチニア及びその製剤 八十九〇百三十九 (略) 百四十 ダトボタマブ テルクステカン及びその製剤 百四十一〇百四十三 (略) 百四十四 タルラタマブ及びその製剤 百四十五〇百五十 (略) 百五十一 テクリスタマブ及びその製剤 百五十二〇百三十六 (略) 二〇三十七 モスネツズマブ及びその製剤 二〇三十八〇百七十 (略)	(新設) 一〇十六 (略) 十七 四一 (ハ―ア〃ノ―三― [(1S) ―― (グター――イノ イル) ピロリジノ―――イル] イミダズ [1・五―a] ピラジノ ―――イル) ―N― (ピリジノ―――イル) ベンズア〃ル (別名 アカラグルチニア) 及びその製剤 十八〇四十九 (略) (新設) 五十〇八十六 (略) (新設) 八十七〇百三十七 (略) (新設) 百三十八〇百四十 (略) (新設) 百四十一〇百四十六 (略) (新設) 百四十七〇百三十一 (略) (新設) 二〇三十二〇百六十四 (略)